

森ノ宮医療大学 課外活動規程

平成19年11月29日制定

平成21年4月1日改定

平成24年4月1日改定

平成25年4月1日改定

平成26年4月1日改定

平成26年7月17日改定

令和3年2月16日改定

(目的)

第1条 この規程は、本学における課外活動に関する事項について定める。

(課外活動の定義)

第2条 本学における課外活動は、大学教育の一環として行われるもので、教育の重要な部分を占めるものと位置づけて、体育会および文化会の各部・公認サークル活動、大学祭、その他学長が認めたものをいう。

(部および公認サークル)

第3条 体育会および文化会の各部・公認サークル活動に関する事項は、森ノ宮医療大学部・公認サークル細則に別途定める。

(指導者(部長、顧問、監督、コーチ))

第4条 体育会および文化会の各部・公認サークル活動に部長又は顧問を置く。

2 体育会および文化会の各部・公認サークルには、監督およびコーチを置くことができる。

3 指導者に関する事項は、森ノ宮医療大学部・公認サークル細則に別途定める。

(部費・活動補助費)

第5条 体育会および文化会の各部・公認サークルの運営費(部費・活動補助費)は、学生会会則第13条第3項第1号により配分された予算、ならびに部員および構成員相互で協議して拠出した個人拠出金によって支弁するものとする。

(会計監査)

第6条 体育会および文化会の各部・公認サークル活動の会計監査は学生会の会則に準ずる。

(不測の事態)

第7条 不測の事態に備え、体育会および文化会の各部・公認サークル活動における緊急連絡網を作成

し、本学の救急対応マニュアルを携行することとする。

(連絡会)

第8条 体育会および文化会の各部・公認サークル活動に関して、必要に応じて指導者会議、部・公認サークル運営委員会を開催する。

(協議)

第9条 体育会および文化会の各部・公認サークル活動に関する重要事項は学生支援委員会において協議する。

(大学祭)

第10条 大学祭の実施に関する事項は学生会会則に準拠する。

2 大学祭全般についての管理運営を行うために大学祭実行委員会を設置し、その委員長は実行委員の中から互選された者がその任にあたる。

(大学祭実行委員所管)

第11条 学生支援委員会は大学祭実行委員会に対し、適切な指導、監督、助言を行うと共に運営についての相談を受けるものとする。

(大学祭運営費)

第12条 大学祭の運営費は、学生会会則第13条第3項第2号により配分された予算によって支弁するものとする。

(大学祭会計監査)

第13条 大学祭の会計監査は学生会会則に準ずる。

(卒業記念事業)

第14条 卒業記念事業の実施に関する事項は学生会会則に準拠する。

2 卒業記念事業全般についての管理運営を行うために卒業記念事業実行委員会を設置し、その委員長は実行委員の中から互選された者がその任にあたる。

(卒業記念事業実行委員会所管)

第15条 学生支援委員会は卒業記念事業実行委員会に対し、適切な指導、監督、助言を行うと共に運営についての相談を受けるものとする。

(卒業記念事業運営費)

第16条 卒業記念事業の運営費は、学生会会則第13条第3項第3号により配分された予算によって支弁するものとする。

(卒業記念事業会計監査)

第17条 卒業記念事業の会計監査は学生会会則に準ずる。

(クラス委員会、その他親睦を図る事項)

第18条 クラス委員会、その他学生相互の親睦に関する事項については、その内容によっては学生支援室および学生支援委員会の承認を得る必要があることがある。

(雑則)

第19条 この規程に定めるものの他、この規程の施行に関して必要な事項は、学生支援室および学生支援委員会で協議して、管理運営会議へ報告し、教授会の承認を経て定める。

附 則

- 1 この規程は平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 4 この規程は平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規程は平成26年4月1日から施行する。
- 6 この規程は平成26年7月17日から施行する。
- 7 この規程は令和3年2月16日から施行する。